

尾張旭市監査公表第 19 号

令和 6 年 4 月 26 日付け尾張旭市監査公表第 15 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 6 年 5 月 8 日付け 6 福第 163 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 30 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

健康福祉部福祉課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（以下「規則」という。）第 25 条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしているが、生活保護レセプト管理システム改修業務において、予定価格が同条に定める金額を超えるにもかかわらず、公表が行われていない。公表の事務として「随意契約の内容の公表」の作成及び総務部総務課への電子データでの送付が必要である。	指摘後、提出忘れであったため総務課へ電子データを送付し、現在公表されている。 総務部総務課へ電子データを送付し、公表することに対する職員の認識が不足していたため、係員全員で情報共有を行う習慣をつける。
規則第 38 条では、相手方と協議して契約の内容を変更することができるとしているが、生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用契約において、契約内容の変更に係る相手方との協議を証するものが作成されていない。	相手方と協議を行った際の日時、場所、出席者、協議内容について記録を書面で残すようにする。 契約変更に関する知識が不足しており、情報共有が十分にできていなかったため、係員全員で情報共有を行う習慣をつける。